

令和2年3月18日  
会長専決処分により決定

## いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市衛生基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

#### (1) 競技会場等の環境美化

ア 地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うなど、清潔な会場づくりに努める。

イ 大会準備及び実施に当たっては、ごみの減量化及び再資源化に努める。

#### (2) 河川・道路等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、河川、道路等公共の場所及び観光地の清掃等環境美化に努めるとともに、廃棄物等の投棄及び放置の禁止などマナーの向上を図る。

#### (3) 宿舎の環境美化

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境の下で過ごせるよう、宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

#### (4) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るとともに、大会期間中の給水体制整備の確立を図り、飲料水の衛生保持に努めるよう指導する。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。